

總務環境委員會

說明資料

令和5年12月1日

總務局

目 次

頁

1 市の責務に関する条文を定めている政令指定都市の独自利用条例について	1
2 市の責務に関する条文を定めている政令指定都市における主な独自利用事務について	4
3 市長の認識について	6
4 独自利用条例を制定しなかった場合の市民・行政の負担について	7
5 各政令指定都市の独自利用条例制定日について	8
6 独自利用条例案提出に係る主な経緯について	9
<参考>	
介護サービス等利用者負担軽減に関する事務について	10

本資料において使用する用語は下記のとおりです。

独自利用条例：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第9条第2項に基づき、自治体が定める条例

1 市の責務に関する条文を定めている政令指定都市の独自利用条例について

(1) 市の責務に関する根拠条文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(2) 他の政令指定都市における該当条文

都市名	条例名	市の責務に関する条文
札幌市	札幌市個人番号利用条例	<p>（市の責務）</p> <p>第3条 市は、法第3条の基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p>
さいたま市	さいたま市個人番号の利用に関する条例	<p>（市の責務）</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p>
横浜市	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例	<p>（市の責務）</p> <p>第3条 横浜市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p>

都市名	条例名	市の責務に関する条文
相模原市	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	(市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。
新潟市	新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	(市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。
神戸市	神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	(市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。
岡山市	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	(市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

都市名	条例名	市の責務に関する条文
福岡市	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p>

(注) 令和5年11月22日時点

2 市の責務に関する条文を定めている政令指定都市における
主な独自利用事務について

都市名	独自利用事務
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮する外国人に対する保護措置等に関する事務 ・障害福祉サービス等に関する事務 ・高齢者等に対する生活支援等に関する事務 ・介護保険法による保険料の徴収等に関する事務 ・子どもの補聴器購入費等助成事業に関する事務
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮する外国人に対する保護措置等に関する事務 ・ひとり親家庭等に対する医療費等の助成に関する事務 ・小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具給付等に関する事務 ・心身障害者福祉手当の支給に関する事務 ・補装具自己負担額助成に関する事務
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮する外国人に対する保護措置等に関する事務 ・ひとり親家庭等に対する医療費等の助成に関する事務 ・小児の医療費の助成に関する事務
相模原市	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮する外国人に対する保護措置等に関する事務 ・ひとり親家庭等に対する医療費等の助成に関する事務 ・小児の医療費の助成に関する事務 ・障害福祉サービス等に関する事務 ・市営住宅の管理に関する事務
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮する外国人に対する保護措置等に関する事務 ・障害者等に対する医療費等の助成に関する事務 ・障害福祉サービス等に関する事務 ・難聴児に対する補聴器の給付に関する事務 ・心身障害者扶養共済制度に関する事務

都市名	独自利用事務
神 戸 市	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮する外国人に対する保護措置等に関する事務 ・被保護者等に対する入学に係る準備金の支給等に関する事務 ・助産、母子保護等の費用の徴収に関する事務 ・父子家庭の児童に対する資金の貸付け等に関する事務
岡 山 市	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮する外国人に対する保護措置等に関する事務 ・ひとり親家庭等に対する医療費等の助成に関する事務 ・障害者等に対する医療費等の助成に関する事務
福 岡 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等に対する医療費等の助成に関する事務 ・小児の医療費の助成に関する事務 ・障害者等に対する医療費等の助成に関する事務 ・市営住宅の管理に関する事務 ・災害弔慰金等の支給等に関する事務

(注) 令和5年11月22日時点

3 市長の認識について

(1) 独自利用条例及び情報漏えいのリスク等に対する認識

- ・私個人としてはマイナンバーについては社会主義、全体主義を助長し国力の低下を招く恐れがあり、自由主義社会においては全てを紐づけようとする番号政策はすべきではないと考える。また全てをひとつつの番号に紐づけようすることは、プライバシーの侵害や情報漏えいにもつながるリスクが高まることから各制度個別に管理する限定番号で運用すべきとの理由により反対。
- ・デジタル社会が進展する中で、情報が記載されたカードをシステムの媒体とし、活用のために持ち歩かなければならないのは時代遅れである。
- ・この2つの私個人としての認識は変わっていない。
- ・しかしながら、名古屋市長としては法で定められていることや、今回のように現状よりも市民サービスが低下することについては、やむなくマイナンバーを活用する。

(2) 「市民」という言葉についての認識

- ・名古屋市に転入してきた方についても当然名古屋市民である。
- ・従来から名古屋市に在住している方に転入者も含め、全体を名古屋市民として捉えている。

4 独自利用条例を制定しなかった場合の市民・行政の負担について

対象	内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">・医療証の新規申請または転職等により健康保険に変更があった場合には、その申請・届出を行うにあたって、保険者に依頼し健康保険の加入状況が分かる書類を取得し、区役所・支所の窓口へ提示する必要等が生じる。・申請・届出時に健康保険の加入状況が分かる書類等を提示できない場合は、保険者から取得後に再度区役所・支所の窓口で手続きを行う必要が生じる。その間の医療費については一時的に自己負担をすることになるが、子ども医療費助成を除き申請月より前の償還払いを受けることができない。
行 政	<ul style="list-style-type: none">・マイナ保険証のみを持参した市民に対し、申請・届出時に必要な手続きの案内等に係る負担が増加する。・市民が一時的に自己負担した場合、償還払いに係る事務が増加する。

5 各政令指定都市の独自利用条例制定日について

都市名	条例制定日	
札幌市	平成27年10月 6日	
仙台市	平成27年10月23日	
さいたま市	平成27年12月25日	
千葉市	平成27年 9月18日	
横浜市	平成27年 9月30日	
川崎市	平成27年10月15日	
相模原市	平成27年10月 1日	
新潟市	平成27年10月 1日	
静岡市	平成27年12月15日	
浜松市	平成27年12月11日	
京都	市	平成27年11月11日
大阪市	平成27年10月13日	
堺市	平成27年12月18日	
神戸市	平成27年 9月30日	
岡山市	平成27年12月21日	
広島市	平成27年12月17日	
北九州市	平成27年12月21日	
福岡市	平成27年 9月24日	
熊本市	平成27年10月 2日	

6 独自利用条例案提出に係る主な経緯について

時期	内容
平成25年 5月	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）」公布
平成27年10月	個人番号の付番開始、個人番号の通知カード送付開始
平成28年 1月	個人番号利用開始、個人番号カード交付開始
平成29年 2月	特定個人情報を提供する機会を減らし、特定個人情報の漏えいのおそれを低減させるという市長の方針により限定条例案を名古屋市議会へ提出、否決
平成29年11月	行政機関間における情報連携の本格運用開始
平成30年 2月	平成29年4月の市長選の市長マニュフェストに「マイナンバー反対、限定条例再提出」と掲げられたことから限定条例案を再度提出、否決
令和 5年 6月	改正番号利用法公布（健康保険証の廃止）
令和 5年11月	独自利用条例案を名古屋市議会へ提出
令和 5年11月	市長が政務として「住民票記載内容のデジタル交付等に向けた制度改正の要請」を総務省に提出

(注) 限定条例：名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲を限定する条例

<参考>介護サービス等利用者負担軽減に関する事務について

制度の名称	制度の概要	事務処理の手順
社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置	生活保護受給者や預貯金等が一定以下の市町村民税非課税世帯の方を対象として、軽減を実施する社会福祉法人等が提供する介護保険サービスに係る利用者負担や居住費、食費の一部を申請により減額するもの	<p>①申請 ②審査 　　収入状況：介護保険システム 　　資産状況：通帳等の写し ③決定・証の交付</p> <p>なお、市外転入者に関しては、収入等の情報について、前年の収入が確認できる書類の提出を求める</p>